

定住 促進

定住促進にかかる奨励金等の申請をお忘れなく！

定住促進制度は、活気に満ちあふれた地域社会を築くことを目的に、養父市若者定住促進条例および、養父市定住促進条例および、養父市定住促進条例に基づいて奨励金を交付するものです。

2月には、「住宅奨励金」「家賃対策補助金(奨励金)」の申請月となっています。忘れないように申請してください。

制度の内容や申請についての詳細は、養父市ホームページ(<http://www.city.yabu.hyogo.jp>)または市役所企画政策課、各地域局にお問い合わせください。

奨励金等の種類	申請時期
住宅奨励金	取得した住宅などの最初の課税年度の2月中
家賃対策補助金 (奨励金)	入居の日以降、その日の属する年度の2月中 ※中途退去の場合には退去時に申請

【申請とお問い合わせ】

市役所企画政策課 (☎ 662 - 7602)

養父地域局 (☎ 664 - 0282)

大屋地域局 (☎ 669 - 0120)

関宮地域局 (☎ 667 - 2331)

「但馬空港運賃助成事後申請期限設定」のお知らせ

平成21年10月1日に行った要綱改正で、但馬空港運賃助成事後申請に期限を設けました。

搭乗された場合は、期限までに申請をお願いします。

搭乗した年度の翌年度の4月30日が期限です！

※それ以後の申請は、運賃助成を受けることができませんので、ご注意ください。

【例】

- ①平成21年10月5日搭乗の場合 ▶ 平成22年4月30日が締切
- ②平成22年3月31日搭乗の場合 ▶ 平成22年4月30日が締切
- ③平成22年4月1日搭乗の場合 ▶ 平成23年4月30日が締切

《ご注意》

eチケットにより「搭乗券の半券」が発行されない場合は、空港で発行される「ご搭乗案内」(シートのような形状をしています)を、事後申請時に提出してください。

【お問い合わせ】

養父市コウノトリ但馬空港利用促進協議会事務局 (☎ 662 - 7602 市役所企画政策課内)

「心肺蘇生法講習会」受講生を募集します！

市消防本部では、定期的にAED(自動体外式除細動器)の取り扱い方法や心肺蘇生法を盛り込んだ普通救命講習会を開催しています。

目の前であなたの大切な人が倒れたとしたら…。呼吸が止まったとしたら…。

大切な人を救うのはあなた自身です。

この機会に正しい救命手当の仕方を身に付けていただくことをお勧めします。

- とき／3月7日(日)午前9時～正午
- ところ／養父市消防本部
- 募集人員／30人(先着順)
- 受講料／無料
- 申し込み・お問い合わせ／養父市消防本部救急グループ (☎ 662 - 0119)